



埼玉県報

第 389 号
令和 5 年(2023 年)
2 月 21 日
火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道東京朝霞線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第百九十四号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
狭山市	令和三年度	地籍図三十一枚	狭山第五十六地区（入間川字井戸窪台・下平野、中央三丁目の各一部）	令和五年二月十三日
	令和四年度	地籍簿三冊		

告示

埼玉県告示第百九十五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

秩父市	令和三年度	地籍図十六枚	神岡第六地区（大滝の一部分）	令和五年二月十三日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証

告示

埼玉県告示第百九十六号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	令和三年度	地籍図二十二枚	深谷第四十二地	令和五年二月
	令和四年度	地籍簿一冊	区（大谷の一部）	十三日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証

告 示

埼玉県告示第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

二 代表者の氏名

島村 孝一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

四 更新後の認定の有効期間

令和五年三月二日から令和十年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フーコット深谷

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十五番地二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 上柴東小学校、上柴中学校の通学路となっているので、工事の際には各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

(3) 当該店舗は、深谷市、熊谷市の住宅エリアが付近に存在している。そのため、納品車両等が生活道路に進入することがないように、事前に経路の周知など対策を講じること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー深谷上野台店建替計画

埼玉県深谷市上野台三千二十八番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 桜ヶ丘小学校、南中学校の通学路となっているので、工事の際には各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

（変更後）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ハ 変更年月日

令和二年六月二十五日

ニ 届出年月日

令和五年一月二十五日

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年六月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年二月二十一日から令和五年六月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の公害について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (2) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車の実行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。
- (3) 荷さばき車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。
- (4) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (5) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いします。
- (6) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路付近となるため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。
- (7) 必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	松戸草加線	埼玉県八潮市大字西袋字川西七〇番二地先から 埼玉県八潮市大字西袋字川西二八五番四地先まで

告 示

埼玉県告示第百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市上樋遣川字地藏堀六千九百七十七番一外三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百四十六・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百四号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
和光市南一丁目五二六八番一地先		区 間
一〇・一〇〇 一・二・三	一〇・一〇〇 一・二・三	敷地の幅員 (メートル)
三・七八		延長 (メートル)
土地区画整理事業による。		備 考